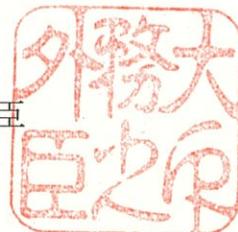


情報公開第00462号
令和4年5月12日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 様

外務大臣



決定書の謄本送付について

平成16年2月10日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本を送付します。

付属添付

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

決 定 書

愛知県名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第2 203
異議申立人 特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海 聰

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「法」という。）に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等（平成15年11月14日付け情報公開第01843号、第01832号、第01840号、及び第01842号以下「原決定」という。）に対して、上記異議申立人が平成16年2月10日付けで提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却する。

異議申立ての要旨

交際費出納簿及び交流諸費の出納簿に記載されたすべての飲食供応（公邸での宴会を除く）の支出の開示を求める。

決定の理由

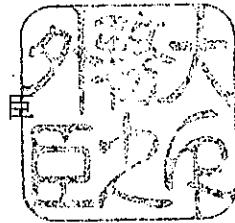
再度検討した結果、本件対象文書を特定し、一部開示とした原決定は妥当であると判断するに至った。

よって、主文のとおり決定する。

なお、本件異議申立てに関し、法18条の規定に基づき、平成30年12月19日付け情報公開第01673号、第01675号、第01679号、及び第01681号により情報公開・個人情報保護審査会に諮詢を行い、令和2年3月13日付け令和元年度（行情）答申第593号ないし同第596号を得た。

令和4年5月12日

外務大





本書は、決定書の謄本である。

令和4年5月12日

外務省大臣官房総務課長

